（特定業務施設において常時雇用する従業員の数）

第三十二条　法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める数は、五人とする。ただし、地方活力向上地域等特定業務施設整備事業を行う者が中小企業者（中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第二条第一項に規定する中小企業者をいう。次条第一号において同じ。）である場合には、一人とする。

（特定業務施設において常時雇用する従業員に関する要件）

第三十三条　法第十七条の二第三項第二号の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一　認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（法第十七条の二第六項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画をいう。以下同じ。）の実施期間に地方活力向上地域等特定業務施設整備事業により整備される特定業務施設において増加させると見込まれる常時雇用する従業員の数が五人以上（中小企業者の場合は、一人以上）であること。

二　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和四年四月一日から施行する。

○内閣府令第二十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）及び総合特別区域法施行令（平成二十三年政令第二百四十三号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

総合特別区域法施行規則の一部を改正する内閣府令

総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二十六条第一項の指定法人の要件） **第十五条**　法第二十六条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　指定（法第二十六条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）に係る特定国際戦略事業（法第二条第二項に規定する特定国際戦略事業（同項第二号イ又はロに掲げるものに限る。）のうち、第一条第一項（第八号を除く。）、第二項（第七号及び第八号を除く。）及び第三項（第四号から第六号までを除く。）に掲げるものに限る。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）を行うことについての適切かつ確実な計画（次号及び第十七条第一項において「指定法人事業実施計画」という。）を有すると認められること。 ［三～五　略］	（法第二十六条第一項の指定法人の要件） **第十五条**　法第二十六条第一項の内閣府令で定める要件は、次に掲げるものとする。 一　［同上］ 二　指定（法第二十六条第一項に規定する指定をいう。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）に係る特定国際戦略事業（法第二条第二項に規定する特定国際戦略事業（同項第二号イ又はロに掲げるものに限る。）のうち、第一条第一項（第八号を除く。）、第二項（第七号及び第八号を除く。）、第三項（第四号及び第五号を除く。）に掲げるものに限る。以下この条から第十七条までにおいて同じ。）を行うことについての適切かつ確実な計画（次号及び第十七条第一項において「指定法人事業実施計画」という。）を有すると認められること。 ［三～五　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和四年四月一日から施行する。